



# 母子（父子）寡婦関係福祉サービス一覧

母子（父子）や寡婦の方が受けることができる主な福祉サービスを紹介します。



	事業名（事業内容）	対象者等（関係分抜粋）	詳細	備考
手当	<b>児童扶養手当</b> （父母の離婚などにより、父親（母親）と生計を同じくしていない児童を養育している方等に手当が支給されます。）	母子（父子）家庭等下記の児童等（18歳到達後3月末までの児童）を養育する方 ・父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童 ・母が婚姻によらないで生まれた児童 【4月・8月・12月支給】	第1子 41,140円 第2子目 5,000円加算 第3子以降 3,000円ずつ加算	道制度
	<b>ひとり親家庭等医療費助成</b> （ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成します。 【担当 町民課】）	ひとり親家庭の母又は父に扶養されている20歳未満の子及び母又は父等 ※所得制限があります。	【住民税非課税世帯】 初診時一部負担金のみ（医科受診580円 歯科受診510円など） 【住民税課税世帯】 1割負担相当	※小学生以下の児童は別途町の助成あり
就労支援	<b>公共職業訓練</b> （仕事につくために技術を身につける事が必要な方が職業訓練を受けられます。）	【公共職業訓練受講】十勝1校3カ月～6カ月（推薦者は無料） 【訓練手当制度】 母子世帯になって3年以内に職安に求職を行い、職安所長から受講の指示を受けた方は手当を受給できます。	受講料、手当要件等については ご相談ください。	国制度
	<b>教育訓練給付制度</b> （働く人の主体的な能力開発の取組みを支援等を図ることを目的とする給付）	雇用保険の期間が3年以上ある方（離職者は、離職の日から1年以内）	給付要件及び給付額については ご相談ください。	国制度
	<b>母子家庭自立支援給付金支給</b> （母子家庭の主体的な能力開発及び看護師や介護福祉士等の資格取得のための資金を支給します。）	児童扶養手当支給水準の母子世帯 【自立支援教育訓練給付金】 教育訓練を受けることが適職づくために必要であること。 【高等技能訓練促進給付金】 仕事又は育児と修業の両立が困難であること	その他給付要件及び給付額については ご相談ください。	道制度
就学費援助	<b>要・準要保護児童等就学援助費 高等学校奨学金支給</b> （小中学校・高校の就学に必要な経費の一部を援助しています。 【担当 学校教育課】）	経済的理由により修学困難な方 【小中学校】（要・準要保護児童等就学援助） ・生活保護、又は生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要な者 【高校】（高等学校奨学金） ・町内から新得高校に通学する者等	【小中学校】学用品費、学校給食費、修学旅行費等の経費の一部を支給します。 【高校】月額9,600円（入学月15,250円）	小中学校分の受付窓口は各学校
資金貸付	<b>日本学生支援機構奨学金</b> （経済的理由により就学が困難な優れた学生に対し奨学金を貸付します。）	学力や収入により選考（学校長からの推薦）された方に奨学金を貸付します。（一部無利息）	申込みは、在学している学校（時期：入学前の春又は毎年春等）	受付窓口は各学校
	<b>母子寡婦福祉資金貸付</b> （経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときに貸付内容に応じた資金を貸付します。）	母子家庭の母等（内容により異なる） 【無利子】事業開始、事業継続、修学、技能修得、修業、就職支度、医療介護、就学支度、特例児童扶養資金 【低金利】生活、住宅、転宅、結婚資金	貸付対象の詳細貸付限度額及び償還期限については ご相談ください。	道制度
団体	<b>新得町母子寡婦会</b> （母子寡婦家庭の親睦、交流等を行います。）	新得町内の母子家庭及び寡婦家庭の方	加入希望者は、保健福祉課福祉係にお問い合わせください。	

※各手当には所得制限により支給停止又は一部支給等があります。

※町制度を利用する場合は、町税を完納していること。

お問い合わせ先 新得町役場保健福祉課（保健福祉センターなごみ内）



生活相談